

平成25年 7 月24日

平成25年

第 7 回教育委員会定例会会議録

大田区役所 教育委員会室

平成25年第7回教育委員会定例会会議録

平成25年7月24日午後3時大田区教育委員会定例会を開催した。

1 出席委員

横川敏男	委員	委員長
鈴木清子	委員	委員長職務代理者
藤崎雄三	委員	
尾形威	委員	
芳賀淳	委員	
清水繁	委員	教育長

計 6 名

2 出席した職員

教育総務部長	勢古勝紀
教育地域力・スポーツ推進担当部長	赤松郁夫
教育総務課長	青木重樹
副参事（教育施設担当）	下遠野茂
学務課長	水井靖
指導課長（幼児教育センター所長兼務）	菅野哲郎
副参事	長塚琢磨
学校職員担当課長	室内正男
教育センター所長	菅三男
社会教育課長	星光吉
スポーツ推進担当課長（副参事（国体担当）兼務）	梅崎修二
大田図書館長	山本成俊

計 12 名

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条及び大田区教育委員会会議規則第3条により、第7回大田区教育委員会定例会を招集した者は、次のとおりである。

委員長 横川敏男

○委員長

ただいまから、平成25年第7回教育委員会定例会を開催する。

これより審議に入る。本日の出席委員数は定足数を満たしているので、会議は成立する。
なお、本日は傍聴希望者がいる。委員の皆様は傍聴許可を求めます。許可してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

傍聴を許可する。

(傍聴者入場)

○委員長

次に、会議録署名委員に鈴木委員を指名する。

日程第1 「教育長の報告事項」

○委員長

教育長から報告を求めます。

○ 教育長

資料1) グローバル社会が求める教育の質 (「教育展望」2013年4月号 11～17ページ)

資料2) 信頼関係づくりで「心の変調」予防を (「英語はいらない!？」鈴木孝夫著 170～171、204～205ページ)

私からは、中学生海外派遣結団式について報告します。

7月20日(土)の午後2時から、池上会館において、来たる7月26日(金)から8月6日(火)にかけて、ブレーメンとセーラムに行く子どもたちの結団式が開催された。

当日は来賓の挨拶等のほか、子どもたちが合唱を行った。ハーモニーが優れており、一生懸命さが伝わってきた。

また、各自が英語で30秒程度の自己紹介を行い、これからの海外派遣における希望や抱負を話していた。例えば、セーラムで魔女裁判について学びたいとか、ブレーメンでドイツの食事と日本の食事を比較してみたいとか、外国の歴史、ライフスタイルなどを学びたいという様々な抱負が述べられていた。

英語自体は、とにかく一生懸命話すという感じで、きれいな発音というわけにはいかないが、それなりに意味が通る英語だったのかと感じる。

当日、子どもたちの表情を見ると、大変元気があり、また、引き締まった表情で、緊張の中にもこれまで研修で鍛えて、それをきちんと遂行してきた喜びや自信と、これから行く外国に対する期待感が感じられ、とてもよい表情をしていた。

この海外派遣は、大田区において大変特質のある制度で、今回で29回目になるが、子ど

もたちが事前の研修、現地での活動、事後の研修というメニューをしっかりとこなしていくことにより、様々な学習効果が出てくると思う。努力、チームワーク・協調性、子ども同士あるいは先生に対する信頼感、物事を成し遂げた時の達成感、フレンドシップの形成、リーダーシップの形成、教師等への尊敬、現場に行った時のチャレンジ精神、実行力、人間関係の形成能力、コミュニケーション能力、積極性、人の心に対して感謝する気持ち、海外派遣を通してさらに高いレベルに向かっての学習意欲の形成など、様々な学習効果が出てくる、とてもすばらしい制度だと思っている。

この制度を支えるために、たくさんの方々に協力・サポートをしていただいている。

子どもたちも、28校の生徒がそれぞれ初めて顔を合わせるわけだが、行き先ごとにチームを作り、学校の代表であると同時に大田区の代表として、また個人として、それぞれが思いを持って海外派遣に出発する。

基本的に、日本の伝統文化をきちんと外国に伝えていくことが大事である。それは、彼らが育ってきた大田区の地域、学校、家庭に誇りを持ち、その中の子どもたちの代表として、責任感を持ち、しっかり使命を果たすという、公的な要素も兼ね備えて現地に行くということである。この結果、学ぶべきことが大変多いということは、帰国後、毎回子どもたちも言っているし、保護者からもそういう話を聞く。また、その他様々な形でも評価されている制度なので、今後ともしっかりと定着させていきたい。

手元に資料を配布したが、これは、「教育展望」4月号の「日本の教育の下流化を問う」という特集で、吉田研作さんという上智大学の教授で、英語の専門家だと思うが、この方が論文を書いている。

この論文の中に、政府の「グローバル人材育成戦略」というのがあり、グローバル人材の要素は3つあると書いてある。1つは、語学力・コミュニケーション能力である。語学力も海外旅行レベルから、多国間の交渉をする高いレベルまでいろいろあるが、そういった語学力・コミュニケーション能力である。2つ目が、主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感で、3つ目が、異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティーを持っているかどうかである。

こういったグローバル人材の要素が指摘されているが、この要素は今回の海外派遣の生徒に期待されるものでもある。実際、研修と現地の活動などはまさにこのグローバル人材の要素Ⅰ、Ⅱ、Ⅲに当たると思う。ただ、中学校2年生であるから、語学力などはまだ十分な段階までいっていないが、現地でボディーランゲージも含めて一生懸命英語を駆使して、あとは帰ってから一生懸命勉強するということになると思う。

この吉田さんも、これからの英語というのは国際語であり、これはいわゆるアメリカ人やイギリス人のネイティブスピーカーの英語ではなく、様々な国の方たちが共通語で使う英語である、日本人も、アメリカ人と同じように英語を使うということではなく、とにかく世界で通じる英語を、自信を持って使っていくべきではないかと述べている。

この点については、もう一つの配布資料があるが、言語学者の鈴木孝夫さんも、これからの英語については、英米人抜きでも成立する英語を目指すべきだと述べている。日本人にとっての英語というのは、交流するための言語としての性格が圧倒的に強いわけで、仮にアメリカ人やイギリス人がみんないなくなったとしても、例えばインド人やフィリピン人、朝鮮人、中国人と交流する時にも英語を使わざるを得ないのだから、それぞれローカ

ルな特色を持った通じる英語を用いて、日本人は特に日本の歴史、文化、社会、それに何よりも自分の考えを、英語で外国人に向かって発表できることが今後一番大事なことはないかと強調している。

今回ブレーメンにも子どもたちを派遣するが、当初はイギリスやアメリカなどの英語圏に派遣することが前提だった。英語とドイツ語というのは近いということもあるが、大部分のドイツ人の方は、ある程度英語を話せる。日本人の子どもたちは、挨拶程度の簡単なドイツ語に加えて、中学校2年生程度の英語を使うことになる。ドイツ人の方たちも英語をネイティブとして使っているわけではないが、ホームステイにおいては英語で会話をし、それ以外の場面でも英語を話すことになる。ブレーメンへの派遣は今年で3年目だが、英語の運用という点では、意義のある結果が出ているのかと感じている。

○委員長

ただいまの教育長の報告に、意見や質問はあるか。

○尾形委員

英語ということだが、私は7月13日（土）に、ある二つの中学校の学校公開に参加し、その中で、英語に関して特筆すべきことがあったので報告する。

ある英語の先生の授業だったのだが、その先生は話術が巧みで、めりはりのある話し方で子どもを引き付けており、英語の活動もたくさん取り入れていた。また、身ぶり手ぶりなど役者としての演技もすばらしく、本当に子どもたちを引き付けて、子どもたちも授業を一生懸命受けていた。

○委員長

ほかに何かあるか。

○教育長

鈴木孝夫教授も書いていたが、日本人の大部分は小・中学校で英語を学び、かつ高校以上でも学ぶが、なかなか英語を話せない。この原因として、英語を使わなくても済むということがある。英語を話す機会がほとんどないので、ある程度英語を勉強した後は、モチベーションが続かなくなってしまう。庶民レベルの生活では、英語を必要とするような場面がなく、仕事上必要な人はそれなりに勉強して、仕事上不便なく英語を使っている。

中学校で上位の成績の子は、高校入試、大学入試を受け、英語が好きであろうがなかろうが、文法も含めてしっかり勉強しているが、中間から下位の成績の子は、中学校以上において、英語を学ぶ動機づけが弱くなっていく。そういう子たちのやる気を、どうやって保持したらよいのかということが問題である。

私の経験から言っても、中学校の先生自身に英語で会話できる力が必要だと思う。今回、ブレーメンやセーラムに派遣される子たちのように、できる子がもっと英語を使いたいという気持ちで、先生に英語で話しかけた時、先生が英語で応対するという環境が必要である。それが難しければ、学校にネイティブスピーカーや英語を使っている外国人を配置して、子どもたちがその気になった時に、英語で会話できる環境を作ることが必要であ

る。

高校においても、そういう環境条件が整っていれば、レベルの高い子、英語に対する熱意を持った子は、教師にアプローチをして英語を使う機会も増える。そういう環境がないと、日常生活では英語をほとんど使わない。体を動かさないと筋トレができなくなってしまふのと同じように、本を読んでいても、日常的に英語を使っていないと、瞬間的に話すということはなかなかできない。そういう機会が整備されてこないと、なかなか日本人が英語を話すということは難しいと思う。

○藤崎委員

海外派遣制度について少し伺いたいのだが、行く前の準備や帰ってきてからの報告など、決まっているものとして、どういうことがなされているのか。

○指導課長

主に土曜日に海外派遣生徒を集めて、現地のことや語学を学ぶ。また、大田区の文化や歴史、伝統的なすっきり音頭など、向こうに行って紹介できるものを事前に学習する。1回半日単位で、事前事後を含め延べ16回ある。

○藤崎委員

事後に課せられているもの、例えばレポートや発表会などはあるのか。

○指導課長

先ほど教育長が話されたように、個人の課題・抱負というものがあり、そういう個人のレポートを模造紙1枚にまとめたものを、海外派遣報告会の時に、会場である池上会館に展示している。

○藤崎委員

海外派遣は2年生が対象だと思うが、1年生に対して、「僕も行きたい」「私も行きたい」という意欲を掻き立てるような工夫はされているのか。それとも、自分から池上会館に行かないと見られないのか。

○指導課長

各学校が文化祭等で海外派遣生の報告というのをしており、そういうものに触発されて次年度応募される生徒もかなり多くいる。

○藤崎委員

その報告というのは自校の生徒に限ったもので、ほかの学校の生徒の報告を聞く機会はないのか。

○指導課長

報告書を作っており、それは各学校に配布されるので、それを御覧いただくことはでき

る。

○藤崎委員
了解した。

○委員長
海外に行った子どもが、模造紙に書いて張っておくだけではなく、自分の口からほかの生徒たちに発表する場というものはあるのか。

○指導課長
文化祭等で、スライド等を使ったプレゼンテーションがある。

○委員長
それは、必ずやるわけではなく、各学校に任せてあるのか。

○指導課長
学校の中で行われていることである。

○委員長
事前の準備では、大田区とブレーメンやセーラムの歴史などを学ぶのだろうが、その際、英語を使った準備もあるのか。

○指導課長
英語もドイツ語も、やはり挨拶が中心の研修となる。

○委員長
そういう時に、もっと英語に親しむ準備の仕方をするとか、あるいは英語の勉強だけをする時間を持てるとよいと思う。16回もあるので、挨拶だけではなく、日常会話を勉強するなど、何か工夫ができないものか。

○指導課長
事前が10回、事後が6回なのだが、大体土曜日1日につき2回実施するので、事前は実質5日間しかない。その中で合唱も練習し、すっきり音頭も練習し、大田区の歴史も再度学び、現地の文化・伝統も学び、その中に語学も含めるので、内容としてはかなり洗練されてきていると思う。

○教育長
委員長が言われたように、1時間でも2時間でもよいから、英語でネイティブの方と会話する時間があってもよいと思う。

先日、セーラムから市民訪問団が来た際に、子どもたちのホームステイなどでお世話を

していただいている方たちから話を聞いたが、大田区の子どもたちは本当に礼儀正しくて素晴らしい子たちだと言っていた。

一方、子どもたちから聞くところでは、最初はどのような挨拶をしたらよいのかわからず、英語を話すこと自体に不安と恐怖感があるが、実際に話してみると、別にSVOの構文でなくても、とにかく単語を話せば伝わる、相手は一生懸命に聞いてくれるので、だんだん慣れてくると、それなり話せるようになってくるということを書いていたので、やはりもう少し英語の時間があるとよいと私も感じる。

○鈴木委員

ブレーメンに行く場合、向こうの方はドイツ語を話すと思うが、双方の会話が英語でなされることはあるのか。

また、事後6回ほど研修をやるということだが、せっかく海外に行っているいろいろな体験を積んできたのだから、行った子どもたちが体験を語ることによって、周りの子どもたちにも興味を持ってもらおう、あるいは、自分自身がさらに興味を持ち、再度行きたいと思うような機会にして欲しい。そのような対処はされているのか。

○教育長

私もブレーメンに行ったが、カーサという語学学校の先生方はもちろん、それ以外のホームステイをする家庭の方たちなども、大部分は英語を話せるので、子どもたちが英語で話しても大体通じる。第1回目の派遣の時には、ドイツ語以外は話せない人もいたらしく、子どもたちが一生懸命ボディーランゲージをしてもやはり限界があり、近所の英語を話せる方を呼んで来て事なきを得たということがあったが、ほとんどの方は、第二外国語としてかわからないが、学校のカリキュラムの中に英語が入っているだろうし、日本人が英語を学ぶのに比べて、ドイツ人が英語を学ぶ方がはるかに易しいので、大体ある程度の英語は通じる。レストランなどを含めて、ほとんどの場所で英語は通じるから、英語を話すことに心配はないと思う。

○指導課長

事後の研修の内容だが、先ほど少し説明したが、各個人がテーマを持って向こうに行くので、その結果を報告書及び模造紙にまとめることと、報告会があるので、それに向けて再度合唱を練習したりしている。

○鈴木委員

決められたもの以外に、子どもたちがどこかで体験を話したり、あるいは授業で取り上げたりということはないのか。

○指導課長

文化祭などで、全校生徒に対して、自分の経験を写真等を使ってプレゼンテーションするというのが主なものかと思う。

○教育長

実際に体験をプレゼンテーションする場面は私もあまり見たことがないが、様々な会に行くと、海外派遣に行った子が一人か二人は混ざっていて、たとえば社会を明るくする運動の小・中・高校生意見発表会に行った時には、「海外では朝起きたら必ず『グッドモーニング』と挨拶をし、街中でも挨拶をしている。日本はなかなかそうになっていないが、日本も街中で明るい顔で挨拶ができれば、よいコミュニティができるのではないか。」と主張をしている子がいた。また、中学生の「税についての作文」でも、「今回、区のお金で海外派遣に行けて本当に幸せだった。今まで考えもしなかったけれども、貴重な税金を使って、一生懸命自分の責任を果たしてよかった。」と書いている子がいた。そういう形で、その後も活動している子たちがいる。

○委員長

海外派遣に行った子どもは、日本語でよいので、学校で必ずプレゼンテーションをやらせた方がよいのではないか。全ての学校でやっているのか。

○長塚副参事

私が聞いた限りでは、全ての学校で発表を行っている。これには、子どもたちだけでなく、文化祭に来ている保護者や地域の方も非常に興味を持っており、翌1月、2月に全生徒を対象にリーフレットと申込用紙を配布するが、この間非常に応募が増えてきている。

○藤崎委員

各学校2名という中、選考で選ばれて代表で行くわけなので、海外に行くだけではなく、プレゼンテーション能力なども学べる機会を与えてはどうか。そういう機会が与えられれば彼らはできると思うし、さらに価値が高まると思う。

事前研修では、昨年行った子が「こういう時に困る」とか「これがあって助かった」ということを話してはどうか。1回で終わりということではなく、前回と次回とをつないだり、場合によっては、同窓会のようなことをやったりすると、仲間がつながっていく。

○長塚副参事

正直に申し上げて、日本の子どもたちはプレゼンテーションがあまりうまくないと思う。ただ、事前10回、事後6回（実際にはリハーサルも入れて7回）の研修を通して、非常に高いレベルになっていく。今、委員が話されたように、文化祭の発表だけではもったいないので、事後のことについても、校長会等で話を進めながら充実を図っていきたい。

ただ、本人たちは、例えば進路指導に関しても、自信を持って面接等で話をするなど、本当に能力は高くなってきている。今後さらに、事後指導の充実を努めてまいりたい。

○教育長

指導課長、前回行った子どもたちの体験談などは、話してもらっているのか。

○指導課長

前回行った生徒の何人かがプレゼンテーションをしているというのは聞いたことがあるが、正確ではないので後ほど調べて報告する。

○藤崎委員

ドイツ語でトイレに行くにはこう言うのだとか、そういうレベルから始めないと、多分パンも買えない状況だと思う。先輩たちの話が、彼らにとっても力を与えると思う。

○委員長

前もって情報が入ってくれば、次に行く子たちが心構えもできるし、安心感もあると思う。

○藤崎委員

そういうところで、先輩後輩がつながって欲しい。場合によっては、学校をまたいで、ブレーメンチーム、セーラムチームというようにつながってもおもしろいと思う。

○委員長

ほかに、意見や質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第2

「部課長の報告事項」

○委員長

部課長の説明を求める。

○学務課長

資料1) 平成25年度就学援助費申請者数及び認定者数

資料2) 年度別の就学援助費申請数及び認定者数

平成25年度就学援助費申請者数及び認定者数について報告する。

配布した資料は、本年4月30日までの当初申請分をまとめたものである。表面には表が三つあり、一番上が小学校、真ん中が中学校、一番下が小・中学校合計である。

一番下の小・中学校合計の表を御覧いただきたい。横に小学校、中学校の項目ごとの人

数、縦に認定状況等の項目を表示している。小学校は、児童数2万8,172人のうち、申請数は8,310人、認定数は要保護、これは生活保護世帯のことだが、434人、準要保護、これは生活保護基準の1.2倍までの所得の世帯になるが、5,621人、合計6,055人となっている。認定率は21.5%である。

中学校は、生徒数1万1,054人のうち、申請数は4,731人、認定数は要保護が299人、準要保護が3,181人、合計3,480人、認定率は31.5%である。

小・中学校合計では、児童数3万9,226人、申請数1万3,041人、認定数は要保護733人、準要保護8,802人、合計9,535人、認定率24.3%である。

表の一番下に、保留として小・中学校合計で781人となっているが、これは、所得額のわかる書類が未提出のために、審査が保留となっているものである。

年度当初の統計なので、今後変動が生じてくるが、同時期の認定率と比較すると、小・中学校合計で昨年度は25.7%だったので、0.3ポイントの減になっている。

裏面には、参考として区立学校以外の国立・都立・私立学校に通っている方の状況をまとめた表を載せている。区立学校と同様、一番下が小・中学校をまとめた表である。小・中学校合計の申請数は105人、認定数は要保護が2人、準要保護が97人、否認定が3人、保留が3人となっている。

2枚目の資料には、年度別の就学援助費申請数及び認定者数を表示している。これは、平成18年度から24年度までの各年度末の状況7年分をまとめたものである。上段左の表が小学校、右の表が中学校、下段が小・中学校合計となっている。小・中学校ともに、認定率が22年度をピークに下降傾向となっている。

○芳賀委員

就学援助費の認定率だが、全体的に小学校の方が低く、中学校の方が高い。しかも学年が上がるにつれて上がってくるという傾向があるようだが、どういう理由でそうなのか。

○学務課長

学年が上がるにつれて認定率が上がるという原因については、はっきりしないが、小学校に比べて中学校が高いのは、中学校から私立学校に行かれる方がいるので、その分認定率上がってくるのではないかと推定している。

○芳賀委員

中学生だと弟、妹が増えてきて、求められる収入が高くなるので、認定率が高くなるのかと思ったのだが、あまりそういうことではないのか。

○学務課長

そういう考え方もあると思うが、件数が多いため、1件1件の世帯の状況までは分析できていない。

○芳賀委員

了解した。

○委員長

ほかに意見や質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、承認してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

承認する。

日程第3 「議案審議」

○委員長

第32号議案について、事務局の説明を求める。

○教育総務課長

第32号議案 平成25年度 第三次補正予算要求原案について説明する。

補正前の額が124万7,000円で、今回新たに200万円の補正予算を計上するものである。

内容だが、平成22年12月12日に発生した御園中学校でのバレーボールネット巻き取り器による受傷事故の損害賠償請求事件について、裁判所からの和解案を双方が受託する見込みが出きたので、その賠償金に充てるための必要経費を計上するものである。

○委員長

第32号議案について、意見や質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、第32号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第32号議案について、原案どおり決定する。

第33号議案について、事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第33号議案 学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令について説明する。

改正内容は、第10条の見出し中「セクシュアル・ハラスメント」を、中点なしの「セクシュアルハラスメント」に改め、同条の2に、パワーハラスメントの禁止の条を加えるものである。

新旧対照表を添付しているが、加える条文は、第10条の2「職員は、職務上の地位や人間関係などの優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為を行ってはならない」というものである。

今回の改正は、区長部局の服務規程の改正を受け、学校に従事する学校職員の服務取扱規程を改正するものである。

○委員長

第33号議案について、意見や質問はあるか。

○藤崎委員

中点を取るとするのは、何か理由があるのか。

また、パワーハラスメントの禁止の方は、罰則規定というものはあるのか。

○教育総務課長

中点については、学校職員服務取扱規程が最初に制定されたのが平成12年で、当時はこのような表記をしていたのかと思うが、現在は中点なしの「セクシュアルハラスメント」という表記になっている。

罰則については、確認の上、後ほどお伝えする。

○藤崎委員

了解した。

○委員長

ほかに何かあるか。

○芳賀委員

第10条の解釈の仕方だが、「職員は、他の職員又はその職務に従事する際に接する職員以外の者を不快にさせる性的な言動を行ってはならない」とあるが、これは、その職務に従事する際に接する職員は不快にさせてもよいというように読めるが、いかがか。

○教育総務課長

「他の職員」の中に、業務に従事する際に接する職員も含んでいて、全体を網羅していると解釈している。

○芳賀委員

要するに、自分以外の全てという意味か。

○藤崎委員

他の職員はもちろんのこと、それ以外で、仕事上接する人は全てということだと思う。

○芳賀委員

「他の職員」というのは、主に他の先生方を念頭に置いて、「その職務に従事する際に接する職員以外の者」というのは児童・生徒、保護者、自治会などを含めて全てということか。

○教育長

そういうことになる。直接教員に対して、セクハラに当たるような言動で不快な目にあわせるということだけでなく、その場に居合わせた保護者などに間接的に悪影響を与えることもセクハラに該当するのだと思う。

○芳賀委員

まず「他の職員」というのがあり、そのほかに「職員以外の者」があって、その形容詞として「その職務に従事する際に接する」が付くという解釈でよいのか。

○教育総務課長

そのとおりである。

○委員長

ほかに、意見や質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、第33号議案について、原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第33号議案について、原案どおり決定する。

第34号議案について、事務局から説明を求める。

○教育総務課長

第34号議案 学校事故に係る損害賠償額の専決処分の報告について説明する。

本件の内容は、平成25年6月1日に発生した馬込東中学校テニスボール飛球に伴うベランダ屋根損傷事故の損害賠償請求について、専決処分により賠償金の支払いを行うものである。地方自治法第180条に基づき、本件について区議会への報告を行うため、議案として提出する。

○委員長

第34号議案について、意見や質問はあるか。

○尾形委員

被害の内容のところに、「生徒が防球ネットに向かって打ち返し練習を行っていた」とあるが、この防球ネットというのは、本来、打ち返し練習をしてもよいものなのか。

○教育総務課長

防球ネットというのは、球が飛び出さないようにするのが一番の目的であり、そこに向かって打ち返し練習をするというのは、本来すべきではない行為だと推測する。

○教育長

以前、防球ネットに4、5人の子どもが寄りかかって、ぐらぐら動かして圧力をかけた時に、防球ネットの下の方が腐っていて、一人のところ倒れて、大腿骨を複雑骨折したということがあった。

防球ネットは、頑丈であれば滅多に壊れることはないが、小さな衝撃が積もり積もって根の方が痛むと、そういうことも起こるから、そうした使い方に正当性はあまりないと思う。

○藤崎委員

今の話をなるほどと思って聞いていたのだが、そうであれば、学校からきちんとその生徒に対して注意、指導をしないと、賠償金だけ支払うというのはおかしい話である。

そもそも本体の使い方ではないことを防球ネットに向かって行い、その結果事故を起こしたのであれば、区として損害賠償をするものの、学校内できちんと指導することもお願いしたい。

○委員長

ほかに、意見や質問はあるか。

(「なし」との声あり)

○委員長

それでは、第34号議案について、原案どおり決定してよろしいか。

(「異議なし」との声あり)

○委員長

第34号議案について、原案どおり決定する。

これをもって、平成25年第7回教育委員会定例会を閉会する。

(午後3時50分閉会)